

大情審答申第 415 号
平成 28 年 3 月 17 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市情報公開審査会
会長 松本 和彦

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

別表の（い）欄により諮問のありました件について、一括して次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が行った別表の（か）欄に記載の決定（以下「本件各決定」という。）に対する異議申立ては、いずれも異議申立てをすることができない事項について申立てがなされていると認められるので、実施機関は却下すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、別表の（う）欄に記載の年月日に、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、別表の（え）欄に記載の旨の公開請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 本件各決定

実施機関は、本件各請求について、別表の（き）欄に記載の公文書を特定した上で、別表の（く）欄を公開しない理由を別表の（け）欄のとおり付して、条例第 10 条第 1 項に基づき本件各決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、別表の（こ）欄に記載の年月日に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。以下「行服法」という。）第 6 条第 1 号に基づき、異議申立て（以下「本件各異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね別表の（さ）欄に記載のとおりである。

第4 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 本件各異議申立ての適法性について

もとより、情報公開制度は、第4の1で述べたように、「公文書の公開を請求する市民の権利」を何人にも保障するための制度であり、当審査会は、条例第20条に規定されているように、公文書の公開請求に係る公開決定等に対する不服申立てについて、実施機関が行う諮問に応じ、条例に基づき調査審議することを主たる役割としているところ、本件各異議申立てが、行服法の趣旨に照らして適法か否かが問題となる。

当審査会において別表の（さ）欄に記載の異議申立人の主張を確認したところ、本件各異議申立ての趣旨は、公文書の公開の可否や公文書の存否を争うものではないことが認められる。

以上を踏まえると、本件各異議申立ては、異議申立てをすることができない事項について申立てがなされていると言わざるを得ず、不適法となることから、行服法第47条第1項に基づき却下すべきである。

3 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井美智子、委員 西村枝美、委員 上田健介